

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ゆめきゃんぱす
- 3 代表者の氏名
阿部 知英子
- 4 主たる事務所の所在地
妙高市中町4番16号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の母親及び父親並びに児童の保護者に対して、子育てがしやすくなるような環境を整える子育て支援に関する事業を行い、主に子育てに悩む保護者等の支援及び少子化対策に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(会議に付議すべき事項)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び活動決算</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第36条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第40条 この法人の事業報告及び活動決算報告書等は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に代表理事が作成し、年度末財産目録とともに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。</p>	<p>(会議に付議すべき事項)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び収支決算</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第36条 この法人の事業計画及び収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第40条 この法人の事業報告及び収支決算報告書等は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に代表理事が作成し、年度末財産目録とともに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。</p>